

広報西春日井消防

第2号



119

新型水槽付消防ポンプ自動車[※]が東・西消防署に配備される！

新型高規格救急自動車[※]が東消防署に配備される！



東消防署



東消防署



西消防署

西春日井広域事務組合東消防署に水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、西消防署に水槽付消防ポンプ自動車[※]が管内住民の皆さんの生命、身体、財産を守るべく配備されました。

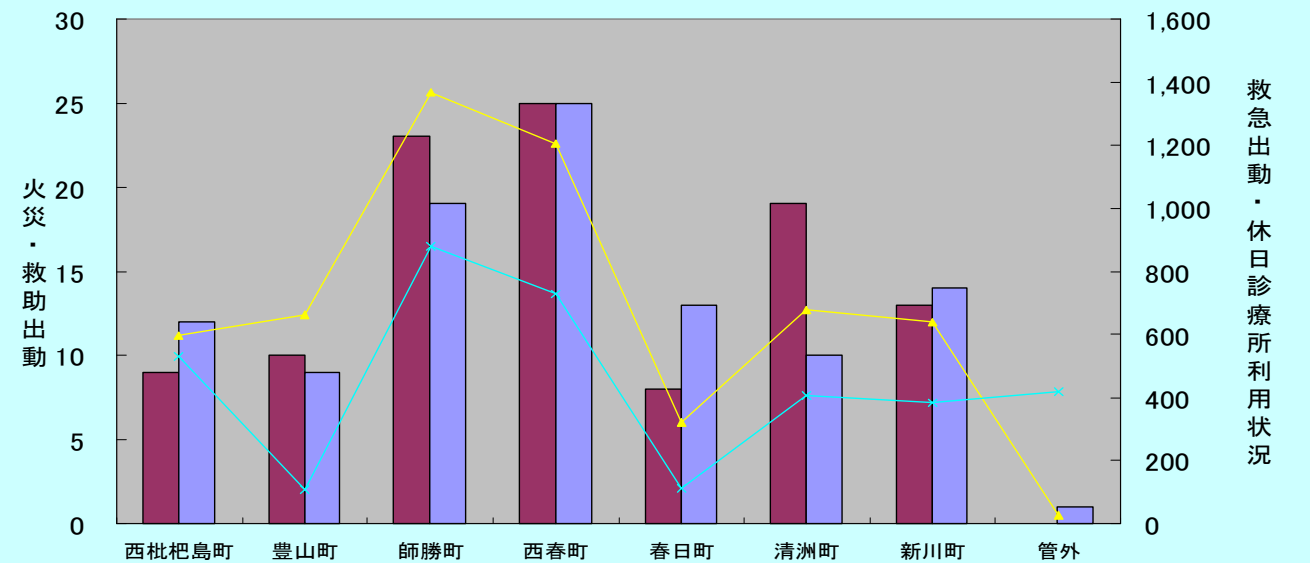
東消防署に水槽付消防ポンプ自動車は、全国で地震災害等が発生した場合に、国からの要請により緊急援助隊としても出動できるように緊急援助隊仕様となっています。高規格救急車は長年の使用により老朽化したため更新整備されました。また、西消防署に水槽付消防ポンプ自動車は、緊急援助隊仕様ではありませんが、東消防署配備の車両同様に各種装備をした車両です。

火事と救急は119番

西春日井広域事務組合

消防本部・東消防署	西春日井郡師勝町大字井瀬木字狭場15番地	TEL0568-22-2511
東消防署西春出張所	西春日井郡西春町大字西之保字光明田68番地	TEL0568-24-0119
西消防署	西春日井郡清洲町大字西田中字白山88番地	TEL052-409-2119
東部休日急病診療所	西春日井郡西春町大字九之坪白山39番地	TEL0568-23-0122
西部休日急病診療所	西春日井郡西枇杷島町花咲町84番地	TEL052-503-8277

平成16年火災・救急・救助出動、休日診療所利用状況



	火災出動	救急出動	救助出動	休日診療所利用状況
西枇杷島町	9件	598件	12件	531人
豊山町	10件	662件	9件	109人
師勝町	23件	1,369件	19件	881人
西春町	25件	1,204件	25件	729人
春日町	8件	321件	13件	113人
清洲町	19件	678件	10件	407人
新川町	13件	641件	14件	383人
管外		29件	1件	420人
合計	107件	5,502件	103件	3,573人

放火されないために！

平成16年中の西春日井郡内の火災は、107件を数え町別では、グラフや表のようになっています。しかし、原因別みると放火、放火の疑いが35件(32.7%)と大変多くなっています。

放火されないためのチェックポイント

- ・ 自宅の周りに可燃物などを放置しない。
- ・ ゴミは、収集日に出す。
- ・ 物置、車庫などは、施錠をする。



全国火災予防統一標語

「火は消した？ いつも心に きいてみて」



発行(平成17年4月1日)

西春日井広域事務組合消防本部・総務課

西春日井郡師勝町大字井瀬木字狭場15番地

電話番号 0568-22-4912

お知らせ “住宅用防災機器の設置が義務化されます“

消防法及び石油コンビナート災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号)が平成16年6月2日に公布され、住宅用防災機器の設置・維持について平成18年6月1日から施行されることになりました。今回の消防法改正は住宅火災における死者数が近年、増加傾向にあり、消防用設備が義務化されている店舗、ホテル、病院等に比べて約5倍と多いことから行なわれたものです。

消防法第9条の2

住宅の用途に供される防火対象物(その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。)の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器(住宅における火災予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の設備及び維持に関する基準に従つて、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

消防法改正のポイント

☆ 戸建住宅や共同住宅(自動火災報知設備が設置されているものを除きます。)において、住宅用防災機器の設置が必要となります。

☆ 住宅用防災機器の設置及び維持の方法は、条例で基準が定められます。

住民の皆様は、これから改正する「西春日井広域事務組合火災予防条例」に基づいて、住宅用防災機器を設置、維持しなければならないこととなります。

☆ 新築住宅については施行日(平成18年6月1日)から、既存住宅については条例で一定の経過期間(未定)を置いた後に住宅用防災機器の設置が義務付けられます。

悪質な訪問販売に注意しましょう!

消防本部(消防署)では、住宅用防災機器を直接販売することはありません。

悪質な訪問販売等に十分注意してください。



問合せ先 : 西春日井広域事務組合消防本部 予防課 建築指導係 電話 0568(22)2511

平成17年度危険物取扱者・消防設備士試験予定表

危険物取扱者

区分	試験日	対象	試験の種類	公示日		試験地
				願書受付期間		
第2回	7月10日(日)	一般	全種類	5月23日		名古屋市内・豊橋市内
	7月17日(日)	高校一括	乙4種・丙種	6月6日～10日		名古屋市内
第3回	10月30日(日)	一般	乙種全類・丙種	9月12日		名古屋市内
	11月6日(日)	高校一括	乙4種・丙種	9月26日～30日		名古屋市内

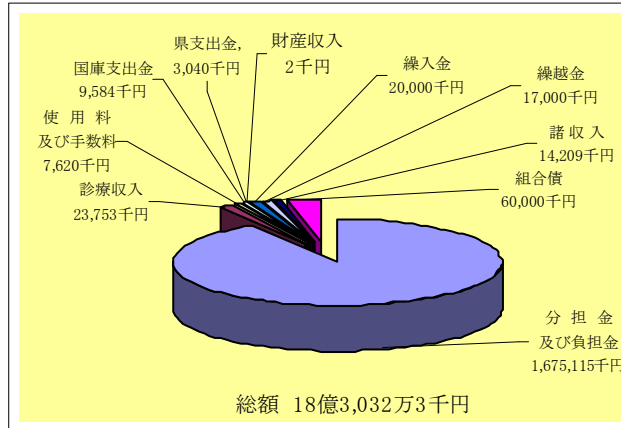
消防設備士

試験日	試験の種類	公示日		試験地
		願書受付期間		
9月4日(日)	甲特・甲4・乙4・乙7	7月11日		名古屋市内
9月11日(日)	甲1～3・甲5・乙1～3・乙5・乙6	7月25日～29日		

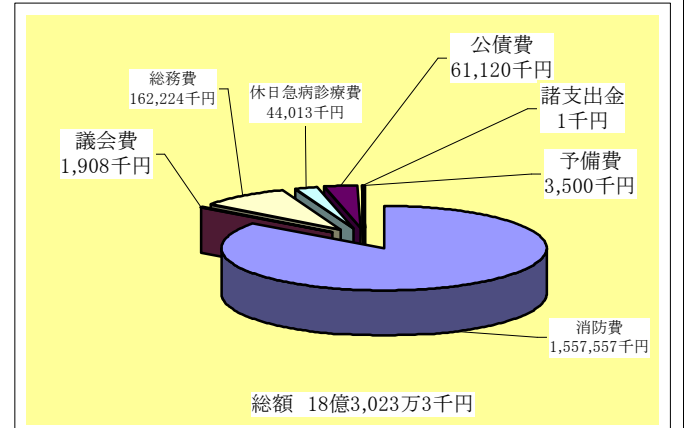
問合せ先 : 西春日井広域事務組合消防本部 予防課 電話 0568(22)2511

平成17年度予算の概要

(歳入)



(歳出)



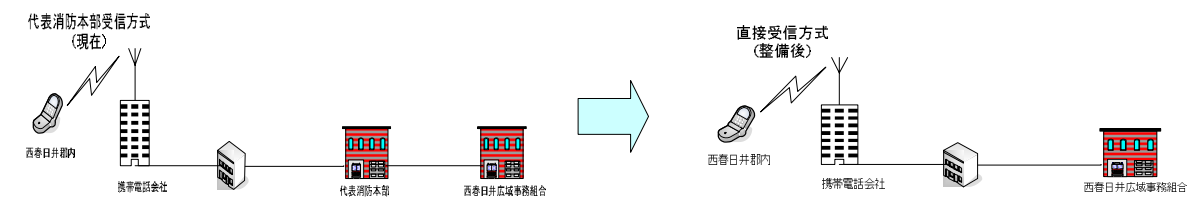
平成17年度予算重点事業

・ 水槽付消防ポンプ自動車及び救助工作車の更新

昭和58年度に登録(経過年数22年)の水槽付消防ポンプ自動車・救助工作車は、定期点検等を適宜行いながら管内住民のみなさんの緊急出動要請に応じてまいりましたが、長年の使用により老朽化が進んだことや窒素酸化物等排出規制(NOx法)の対象車両でもあり、今後の火災等災害活動に支障を来すことが危惧されることから更新することになりました。

・ 携帯電話直接受信システムの整備

当組合における携帯電話からの119番通報の受信現状は、名古屋市消防局、一宮市消防本部、春日井市消防本部の通信指令室(代表消防本部)を通して、当組合の通信指令室へ繋がるという代表消防本部受信方式(分散受信方式)で平成9年度から運用をしております。昨今の携帯電話の契約者数の増加により、代表消防本部の受信業務が増大し、又間接的であるために通報者に少なからずとも不便を掛けていることが予想されますので、この様な障害を排除し適切な受信システムとするために愛知県下一斉に直接受信方式に移行するものです。なお、整備後は広報でお知らせいたします。



☆☆☆☆☆ 寄 贈 ☆☆☆☆☆

水槽付消防ポンプ自動車・救急自動車 発展途上国へ

消防署に配備されていた水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車は、長年にわたり管内皆様の生命と財産を守ってまいりましたが、新車両との更新に伴い全国消防協会を通じて発展途上国へ寄贈することとなりました。

発展途上国では、少しでもお役に立てることを職員一同期待しております。